

イベロアメリカにおけるマイノリティーの権利 ——同性婚は認められるべきか？——

青 砥 清 一

Minority Rights in Ibero-America: Should Same Sex Marriages Be Allowed?

AOTO Seichi

ポイント

- 主要7カ国（G7）のなかで日本だけが同性カップルの権利を守る法律を整備していない。
- イベロアメリカの多くの国々では、伝統的なカトリックの教えに反し、同性婚が基本的人権として合法化されている。
- マイノリティーの権利を尊重・保護することは、社会の福利と個人の幸福追求にとって必要不可欠である。

キーワード：同性婚、イベロアメリカ、マイノリティー、カトリック、憲法

1. はじめに

2018年7月6日、改正民法がわが国の国会で成立した。高齢化社会に合わせた相続分野の改正である。主な改正点として、死別した配偶者が自宅に住み続けられる「配偶者居住権」が新設された。さらに、故人の介護などに携わった人が相続人に金銭を請求することのできる「特別寄与」の制度が設けられた。これは、相続権のない「故人の息子の妻」が請求するケースを想定している。ただ、いずれの権利にしても、請求することのできる人が「親族」に限られるため、事実婚や同性カップルのパートナーは対象外となり、改正民法の恩恵を受けられない。野党は多様化する家族の

形に対応することができないと批判しているが、法律婚の効力を維持しようという考え方が政府与党内に根強くある(朝日新聞、2018a)。

また、日本では同性婚が法的に認められていないため、「同性国際カップル」は在留資格の問題に直面する。外国人カップルが双方の国において同性婚が合法化されている場合、どちらか一方に日本の在留資格があればそのパートナーにも在留資格が認められるが、同性婚を容認されない日本人との同性パートナーには在留資格が認められない。主要7カ国(G7)のなかで同性カップルの権利を守る法律が整備されていない国は日本だけである(朝日新聞、2017)。一刻も早く対処すべき問題である。

本稿では、わが国における同性婚の是非について、イベロアメリカの法制度を参考にしながら論じていく。

2. 多様性を尊重するイベロアメリカ社会

本題に入る前に、イベロアメリカという地域について概説しておく。

「イベロアメリカ」(Ibero-America)とは、スペイン語・ポルトガル語(イベロ・ロマンス諸語)を話すイベリア半島およびアメリカ大陸の国と地域を指す。いわゆる「ラテンアメリカ」との違いは、英語圏のベリーズ、フランス語圏のハイチ、フランス領ギアナ、マルティニークなどを除く点と、ヨーロッパのイベリア半島の国々を含む点にある。

母語話者人口は、スペイン語圏が約5億人、ポルトガル語圏が約2億人、合わせて約7億人を数える。アメリカ合衆国(プエルトリコを除く)は、通常イベロアメリカ地域に含まれないが、スペイン語話者が推定で4千7百万人を超え、メキシコに次ぐ世界第2位の「スペイン語国」である。

イベロアメリカは、じつに多様な民族構成をもつ。イベリア半島は、先住民のケルト・イベロ族にはじまり、カルタゴ人、ローマ人、西ゴート人など多くの異民族が定住し、レコンキスタ(国土回復運動、711-1492)の時代には、キリスト教、ユダヤ教、イスラムからなる3つの宗徒が共存した。ラテンアメリカの多くの国では、白人の多いアルゼンチンやコスタリカを除き、メスティソ(白人と先住民の混血)の割合が最も多い。ヨーロッパ系白人は主に都市部、アメリカ先住民(マヤ、ケチュア、グアラニー等)は

イベロアメリカにおけるマイノリティーの権利

山地、アマゾン、草原などの地方に分布する。その他、アフリカ系黒人、ムラート（白人と黒人の混血）、アジア系移民（中国、日本、韓国、中東等）などが共存する。一つの家族のなかで全員が肌の色も髪の色も異なるというのは決して珍しいことでない。

このような多民族社会において、文化的・言語的多様性が法的に尊重され、保護を受けるのも現代イベロアメリカの特徴である。たとえばスペインでは、カステリーヤ語（スペイン語）、カタルーニャ語、ガリシア語、バスク語などが国および当該自治州の公用語に定められており、憲法においても下記の通り、言語的多様性の尊重が謳われる。

スペインの豊かな言語様式の多様性は、特別の尊重および保護の対象たる文化財である。

（スペイン憲法第3条第3項）

南米パラグアイの憲法は、つぎのように先住民の権利を保障する。

先住民が各居住地において民族の身分を保持し、かつ、発展させる権利は、これを認め、かつ、保障する。政治的・社会的・文化的小および宗教的組織の制度を自由に利用する権利、ならびに本憲法の定める基本権に反しない限り、共同体内の統制のための慣習的規則を自発的に遵守する権利を有する。裁判管轄権の争いにおいては、先住民の慣習法を考慮するものとする。

（パラグアイ憲法 第63条）

ブラジル憲法（第231条）にも同様の先住民保護規定があり、社会組織、習慣、言語、信仰および伝統、ならびに伝統的に占拠している土地に対する始源的権利を認める。

民族的・文化的マイノリティーを法的に保護する規定は、はじめから国民に与えられていたわけではなく、20世紀に独裁国家から民主国家に移行する過程において各国民が不断の努力により獲得した権利である。多種多様

な民族と文化の共存する社会において、マジョリティーがマイノリティーを抑圧したり支配したりするのではなく、民族的・文化的多様性を尊重・保護し、民主的な社会を築いて共存共栄を目指す道を選んだのである。近年のイベロアメリカにおける目覚ましい経済発展は、このような民主化の成果といえよう。

3. イベロアメリカにおけるカトリック教会の影響力

イベロアメリカで最も普及している宗教はキリスト教である。政府と教会の分離の原則(政教分離原則)に遵う近代国家において、カトリック教会の政治的影響力は低下しているものの、全世界に12億人の信徒を抱えるローマ法王の言動は常に注目され、国際政治におけるその影響力は決して無視することができない。

現代イベロアメリカの社会では、近代的な個人主義が広まっている反面、カトリック教会の重視する家族や共同体の連帯が伝統的に尊重され、かかる連帯に幸福感が見出される。婚姻に関しては、教会を通さずに民事婚だけで済ませるカップルも近年少なくないが、従来の教会婚も存続している。カトリック信仰において婚姻(matrimony)は、洗礼(baptism)・堅信(confirmatio)n)・聖体(the Eucharist)・告解(penance)・終油(extreme unction)・叙階(holy orders)とともに7つの秘蹟(sacrament)を構成する。婚姻の定義は、「一組の男女が互いに、生涯にわたる愛と忠実を約束し、相互に助け合いながら、子どもを出産し養育することを目的として、家庭共同体を築き発展させるための恵みを与えるもの」(日本カトリック司教協議会、2010)とされる。

カトリック社会では「家族」が共同体の最小単位とされるが、生まれた子には実の父母のほかに「代父・代母」(godfather, godmother)がいる。洗礼式に立ち会い、神との契約の証人となり、洗礼後も教会生活における親として、信仰生活の導き手となることが求められる。

代父母のほかにも共同体の連帯を支える宗教儀式がある。それは、生命や作物の収穫などに対する神への感謝として催される「祭り」である。牛追い祭りとして知られるスペイン・パンプローナの「サン・フェルミン

祭」、ブラジル・リオの「カーニバル」、メキシコの「死者の日」など、イベロアメリカにはキリスト教に関わる祭りが数多くある。現代では宗教色が薄らいでいるものの、人々が年に一度集い、飲み、歌い、踊り、生きる喜びを共有することで、共同体の連帯意識が育まれる。

このようにイベロアメリカ社会において一定の影響力を保つカトリック教会は、古来より同性愛を「悪徳」、「罪」とみなしてきた。例えば、前法王ベネディクト16世は、「同性婚は社会の平和を脅かす」と非難した。現法王フランシスコ1世もまた、ブエノスアイレス大司教時代、この問題を巡り政府と対立している（朝日新聞、2013）。

カトリック教会は、同性愛が生殖を伴わないと非難する。また、同性カップルが子育てをすることに對する抵抗も強い。だが、カトリック国であっても同性婚を容認する国々では、婚姻と生殖を切り離して考え、性的指向にかかわらず何人にも認められるべき基本的人権として、同性愛者にも婚姻権と養育権を認めている。

4. イベロアメリカにおける同性婚の合法化

上記の通り、カトリック教会が同性愛を罪惡視してきたため、その影響力の強かった時代にはイベロアメリカ諸国においても同性婚が禁じられていたが、20世紀後期から世界的に性的マイノリティーの人権保護運動が高まり、2001年オランダで同性婚が合法化されたのを皮切りに、イベロアメリカにおいても多くの国が法律で同性婚を容認し、養子をとる権利を同性カップルに認めている。

下の表1に示す通り、スペインは世界で4番目に早く、2005年に同性婚を合法化した。ポルトガルは、その5年後の2010年である。ラテンアメリカではアルゼンチンが最も早く合法化した。ブラジルは、連邦最高裁判所が2011年に同性カップルに異性と同等の権利を認め、2013年に同性婚が合法化された。同年、隣国ウルグアイもこれに続いた。メキシコは、2016年5月17日、メキシコ全国における同性婚の合法化を発表した。同年、コロンビアでも合法化された。

チリは2015年、同性カップルに対して法律婚と同等ないし類似の法的

表1 同性婚を合法化したイベロアメリカの国々

国名	年
スペイン	2005
ポルトガル	2010
アルゼンチン	2010
ブラジル	2013
ウルグアイ	2013
コロンビア	2016

出典: RTVE, 2017

権利を与える「シビル・ユニオン」(civil union)の制度を採用した。かかる制度では同性カップルに対し、相続権、養育権、面会権などを認める。同国ではカトリック教会の影響力が特に強く、法律で離婚が容認されたのが2004年である。また、離婚と同様にキリスト教の禁ずる堕胎についても、いかなる事情によろうと刑事罰が科される。しかしチリの同性愛者は、そのような逆境を克服し、人権保護活動によりシビル・ユニオンを獲得した。「権利は与えられるものでなく勝ち取るもの」という法格言があるが、その典型例といえよう。

5. 同性婚と憲法

わが国では、前述の通り、同性婚は法的に認められていない。その法的根拠としてたびたび引用されるのが日本国憲法第24条である。

第24条 家族生活における個人の尊厳と両性の平等

①婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

安倍晋三首相は2015年2月18日の参議院本会議において、「現行憲法

の下では、同性カップルの婚姻の成立を認めることは想定されていない」とし、その上で、「認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、わが国の家庭のあり方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えている」と答弁した（産経新聞、2015）。憲法 24 条の「両性の合意のみに基いて」を文言通りに解釈するならば、たしかに「同性の合意」では婚姻が成立しないと読み取ることもできなくはない。しかし、そう安直に憲法を文言解釈をしてよいものか。つぎのような反対意見がある。

- ・ 憲法 24 条の主眼は、婚姻をかつての家制度から解放することにある。
- ・ 公布当時、同性婚を念頭に置いた議論はされておらず、排除しているとはまでは言えない。
- ・ 憲法 14 条の「法の下での平等」に照らせば同性婚を認めないのは問題だ。

ここでスペイン憲法（1978 年公布）を参照しよう。

Artículo 32 1. El hombre y la mujer tienen derecho a contraer matrimonio con plena igualdad jurídica.

第 32 条第 1 項 男女は、完全な法的平等をもって婚姻を結ぶ権利を有する。

この条文の主旨は、男女平等に基づく個人の婚姻の権利を保障することである。主語の el hombre y la mujer は、スペイン語で「男性と女性」を意味し、日本国憲法の「両性」に該当する。前述した首相の答弁によれば、スペイン憲法についても「同性カップルの婚姻の成立を認めることは想定されていない」と理解されようが、現に同性婚が合法化されている通り、スペインでは一般にこれを同性婚を禁止する条文として解釈されない。スペイン憲法第 32 条 2 項は、「婚姻の形式については法律でこれを定める」と規定する。すなわち、同性婚は憲法問題ではなく、民法などの法律において取り扱われるべき事柄なのである。

そもそも憲法とは、国家権力から国民の基本的人権を守るためにある。教育の義務、納税の義務などを除けば、基本的に国民に対して義務や禁止を課すものでない(ここが民法や刑法などの「法律」と異なる)。

戦後発布された日本国憲法の第24条は、結婚相手を家長が決めていた戦前の封建的な家制度から脱却し、国民のため法律に基づく婚姻の自由を保障するものである。したがって、憲法改正をまたずとも、「法の下での平等」(第14条)および「幸福追求権」(第13条)に基づき、同性愛者に対して法律婚やそれに準ずるシビル・ユニオンが容認されてよい。辻村(2018)は、同性婚制度の不在は「個人の尊重」(第13条)および「差別の禁止」(第14条)の問題として十分な検討が必要であると述べる。木村(2018)は、「婚姻は個人のアイデンティティーのよりどころ、生活基盤となり得る重大な事項である。婚姻するかしないかは自由だが、その選択権がそもそもないという状況は早急に解消すべき」とし、むしろ同性婚制度の不在こそが違憲ではないかとの意見を提示する。

腰の重い国に先んじて、東京都世田谷区、渋谷区、沖縄県那覇市など6つの地方自治体では「パートナーシップ制度」を導入している(毎日新聞、2018)。この制度には法律婚の効力はないが、緊急時の病院での面会や賃貸住宅の同居などがやりやすくなる。また千葉市では、LGBTなど性的少数者のカップルに限らず、事実婚のカップルなど性別を問わず広く対象とし、生活を共にするカップルを夫婦と同様の関係の「パートナー」として公的に認める制度を導入する方針を決めた(朝日新聞、2018b)。かつての環境問題と同様、地方の条例が契機となって国の法律が変わっていく可能性がある。

6. むすび

マイノリティーの権利を保護することは、マジョリティーにとっても利益になる。なぜなら人は、ある一面においてマジョリティーであっても、他の局面においてはマイノリティーになり得るからである。たとえ今は健常者であっても、一寸先に不慮の事故などで障害を負い、マイノリティーになるかもしれない。したがってマイノリティーが安心して暮らしていけ

る社会をつくるのが、皆にとって共通の利益となる。

一概にマジョリティー、マイノリティーと二分されるが、その境は決して明確に区切られない。その差異は、なだらかに、段々と変化していくものである。健常者と障害者、異性愛者と同性愛者との間にも同様のことがいえる。一見すると健常者でも、目に見えない軽度の発達障害を抱えている人もいる。障害者のなかには健常者よりも優れた特殊な能力をもつ人もいる。そして、異性愛と同性愛の両方を指向する両性愛者もいる。障害の程度や性的指向には「虹」のようにグラデーションがある。赤、青、黄などの色の間に優劣がないように、性的指向にも優劣はないはずである。

人は他の生物のように個では生きることのできない社会的動物であり、言語などで意思を疎通し、互いに助け合って共棲する性質をもつ。その一方、人は他者と区別することで自己を認識するため、その副作用として、無用で有害な差別が生まれることがある。それゆえに人は、「法」という社会装置を発明し、人種、民族、門地、性別などに由来する差別を解消する努力を積み重ねてきた。異性愛者であれ同性愛者であれ、何人も互いの個性を尊重し合い、あらゆる人がそれぞれの能力を活かして自分らしく生きることのできる法制度を整え、そして社会から不当な差別を撲滅することが、社会の福利と個人の幸福追求にとって必要不可欠である。

参考文献

- 朝日新聞 (2013) 「同性婚容認 世界各地で」 2013年6月23日朝刊
朝日新聞 (2017) 「同性カップルの権利認めて」 2017年12月28日朝刊
朝日新聞 (2018a) 「相続 事実婚・同性は置き去り」 2018年7月4日朝刊
朝日新聞 (2018b) 「パートナー制度 千葉市が導入へ 同性や事実婚も対象」 2018年8月24日朝刊
木村草太 (2018) 「同性婚制度不在 違憲では」 朝日新聞 2018年8月30日朝刊
産経新聞 (2015) 「同性婚認める憲法改正 「極めて慎重な検討要する」 安倍首相」 2015年2月18日
<https://www.sankei.com/politics/news/150218/pl1502180034-n1.html>
(2018年8月4日閲覧)
辻村みよ子 (2018) 『憲法』 日本評論社
日本カトリック司教協議会 常任司教委員会 (2010) 『カトリック教会のカテキズム

- 要約』カトリック中央協議会
毎日新聞(2018)「パートナーシップ制度 自治体に導入機運 国内で開始2年」
2018年1月18日
<https://mainichi.jp/articles/20180118/k00/00e/040/235000c>
(2018年8月4日閲覧)
- Forbes(2018) *Países donde es legal el matrimonio entre personas del mismo sexo*, 2018年
6月21日
<https://www.forbes.com.mx/forbes-life/paises-donde-es-legal-el-matrimonio-entre-personas-del-mismo-sexo/>
(2018年8月4日閲覧)
- Gerstmann, Evan(2017) *Same-Sex Marriage and the Constitution*. New York:
Cambridge University Press.
- Radio y Televisión Española (RTVE)(2017) El matrimonio homosexual es ya legal en
25 países, 2017年12月7日
<http://www.rtve.es/noticias/20171207/solo-once-paises-del-mundo-esta-legalizado-matrimonio-homosexual/667560.shtml>
(2018年8月24日閲覧)